○総務省令第三十一号

地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）附則第二条第四項第一号の規定に基づき、公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令

公営競技納付金の納付に関する規則（昭和四十五年自治省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （令和元年度から令和十二年度までの各年度における公営競技の収益の額の特例） **第三条**　令和元年度から令和十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を事業外収入とみなす。 ［一・二　略］ ２　令和元年度から令和十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。 ［一～三　略］ ３　令和元年度から令和十二年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前二項の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。 ［一・二　略］	**附　則** （令和元年度から令和七年度までの各年度における公営競技の収益の額の特例） **第三条**　令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該金額を事業外収入とみなす。 ［一・二　同上］ ２　令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。 ［一～三　同上］ ３　令和元年度から令和七年度までの各年度において、施行団体について次の各号に掲げる金額がある場合における第一条及び前二項の規定の適用については、当該各号に掲げる金額を事業外支出から控除するものとする。 ［一・二　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。

○総務省令第三十二号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第五項第一号、第三十三条の五の十一及び第三十三条の五の十四並びに地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十五条第一項第一号イ及び第三十一条の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

総務大臣　村上誠一郎

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （法第三十三条の五の十一の施設） **第二条の十六**　法第三十三条の五の十一に規定する総務省令で定める施設は、国民の生命、身体及び財産を災害から保護するためのものであって、次に掲げるものとする。 一　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設（以下この条において「土地改良施設」という。）であるダム ［二　略］ 三　土地改良施設のうち排水機能を有する農業用用排水施設	**附　則** （法第三十三条の五の十一の施設） **第二条の十六**　法第三十三条の五の十一に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設（次号において「土地改良施設」という。）であるダム ［二　同上］ ［新設］